

グリーンリース普及促進事業

項目	内容
事業期間	平成 28 年度から平成 30 年度まで
事業規模	約 21 億
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都内中小テナントビルを所有する中小企業者等 ・ 当該テナントビルに係る地球温暖化対策報告書を提出する事業者
対象条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ ビルオーナーとテナントで設備改修のグリーンリース契約を締結すること ・ 設備改修後のベンチマーク評価が A2 以上となることが見込めること
対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調査費用（助成率 1/2、上限 100 万円） ・ 設備改修費用（助成率 1/2、上限 4,250 万円（調査費用含む））

※申請方法等の情報は、下記ホームページをご覧ください。

<https://www.tokyo-co2down.jp/company/subsidy/gl/index.html>

グリーンリースとは？

ビルオーナーとテナントが協働し、不動産の省エネなどの環境負荷の低減や執務環境の改善について契約や覚書等によって自主的に取り決め、取り決め内容を実践すること。

（環境不動産普及促進検討委員会「グリーンリース・ガイド」より）

ビルオーナー・テナント**双方が光熱費削減等の恩恵を受ける**

Win-Win の関係を構築するものです。



グリーンリース実施前後のテナント光熱費(イメージ)

